

活動支援事業

リハビリ専門職の力を活用してみませんか？

松戸市では、地域における介護予防の取組を強化するため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、通所・訪問介護事業所、住民運営の通いの場等、日常生活の中で高齢者が利用する場所において、リハビリテーション専門職の関与ができる体制構築について、関係団体等と協働し取り組んでいます。

本事業は、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）を派遣し、地域での介護予防に役立てたい団体等の活動場所に専門職が赴き、講演や助言を行うものです。

要申請・費用無料

★お申込み：該当の専門職と相談し、内容や日程を決定します。

① 高齢者支援課に申し込む

（☎047-366-7346 ☐ mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp）



② 高齢者支援課が申込み内容を確認し、松戸市リハビリテーション連絡会（リハ連）に申し込み内容を連絡



③ 申込者とリハ連で内容や日程について調整・決定する



④ 事業所もしくは利用者宅にリハ職が伺う



事業所・包括



市役所



リハ連

◆どんな内容を講演・派遣・助言してくれるの？（参考例）

講演

- 事業所等の主催による利用者や参加者向けの講演
- 事業所等の内部研修向けの講演

派遣・助言

- アセスメント時の同行訪問ならびに助言
- 介護職員及び利用者への技術的助言
- 事業所等での体操やレクのリハビリ効果に関する助言
- 地域ケア会議等でリハ職の訪問が必要になった場合の同行（地域包括支援センター）など



◆専門職の資格について

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ※1回1時間程度

◆申請可能な団体について

①居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所等、地域包括支援センター

②そのほか市長が認める介護予防または自立支援・重度化防止の取り組みを行う団体

※申請書は高齢者支援課窓口での配布の他、松戸市ホームページからダウンロードすることができます。

◆利用可能回数について

年度内に2回が原則となります。初回の申請から1年間は必要に応じて、4回までの派遣が可能です。

ただし、市全体での派遣回数に限りがございますので事前にご相談をお願いいたします。

◆2回実施する場合のイメージ

【1回目：訪問】12月

○○病院（理学療法士）

・ケアマネジャーと同行訪問

【2回目：訪問】 1月

○○病院（理学療法士）

・1か月後の状況確認

【1回目：講演】2月

○○病院（理学療法士）

・腰痛、膝痛の利用者のケアについて

【2回目：講演】 3月

○○病院（理学療法士）

・介護職の腰痛防止について

リハビリ専門職の力を活用し、ご利用者様の身体機能及び生活機能の向上を図りませんか。



・持病をお持ちの方は、必ず主治医等にご確認のうえ、参加するようにしてください。
・講座及び助言による怪我等につきましては一切の責任を負いかねます。

【お申し込み・お問合せ先】 松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課

【電話】 047-366-7346 【メール】 mckaigoyobou@city.matsudo.chiba.jp

